

佐賀県告示第 116 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
栗田歯科医院	唐津市材木町 2158 番地	平成 29 年 12 月 11 日
有明薬局	杵島郡白石町戸ヶ里 1831 - 12	平成 29 年 12 月 15 日
中原内科医院	佐賀市長瀬町 2 番 10 号	平成 29 年 12 月 31 日
公益財団法人佐賀県健康づくり財団 成人病予防センター事業所	佐賀市新中町 2 - 15	〃
鶴田内科	佐賀市日の出一丁目 14 番 13 号	〃